改正後	改正前
は、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［10～63　略］	［10～63　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十九号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月一日　　総務大臣　高市　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総務室並びに税務企画官及び企画官） **第三十三条**　［略］ ［2　略］ 一　地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関すること。 ［二・三　略］ ［3～5　略］ **附　則** （自治税務局企画課総務室の所掌事務の特例） **第十三条の二**　当分の間、第三十三条の規定の適用については、「特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税、地方法人特別税、地方法人特別譲与税、地方道路譲与税」とする。	（総務室並びに税務企画官及び企画官） **第三十三条**　［同上］ ［2　同上］ 一　地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関すること。 ［二・三　同上］ ［3～5　同上］ **附　則** （自治税務局企画課総務室の所掌事務の特例） **第十三条の二**　当分の間、第三十三条の規定の適用については、「（地方税」とあるのは、「（地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）」、地方法人特別譲与税、地方道路譲与税」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第五号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月一日　　外務大臣　茂木　敏充

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一章　内部部局等 **第二節**　総合外交政策局 （国際安全・治安対策協力室、国際平和・安全保障協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び新安全保障課題政策室） **第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、国際平和・安全保障協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び新安全保障課題政策室を置く。 2～3　［略］ 4　国際平和・安全保障協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　我が国の国際平和協力（国際連合その他の国際機関の活動に係るものに限る。）その他の安全保障上の協力に係る外交政策の企画及び立案に関すること。 二　［略］ 5　国際平和・安全保障協力室に、室長を置く。 6　宇宙・海洋安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち宇宙及び海洋に関するものの企画及び立案に関すること。 二　［略］ 三　宇宙に関する科学に係る外交政策に関すること。	**第一章**　内部部局等 **第二節**　総合外交政策局 （国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室及び宇宙・サイバー政策室） **第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、国際平和協力室、海上安全保障政策室及び宇宙・サイバー政策室を置く。 2～3　［同上］ 4　国際平和協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　我が国の国際平和協力（国際連合その他の国際機関の活動に係るものに限る。）に係る外交政策の企画及び立案に関すること。 二　［同上］ 5　国際平和協力室に、室長を置く。 6　海上安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち海上の安全に関するものの企画及び立案に関すること。 二　［同上］ ［新設］